

三越旧友会規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は「三越旧友会」と称する。

第2条(目的)

本会は株式会社三越伊勢丹HDS等(以下「三越伊勢丹」という)の繁栄と会員相互の親睦を図るとともに、三越伊勢丹グループ OB・OG 共済会との連携を通じて会員の福祉向上に資することを目的とする。

第3条(事業内容)

本会は第2条に定めた目的を達成する為、次の事業を行う。

尚、本条文に定めのない事項については共済会会則の OB・OG 共済会運営規定に準ずるものとする。

- (1) 総会・懇親会の開催
- (2) 親睦イベントの企画・開催
- (3) 旧友会情報の提供(会報誌・ホームページ等)
- (4) 営業情報の提供(各店支援企画等)
- (5) 共済会を通じた会員死亡時の弔慰金・供花の供与
- (6) 共済会を通じた長寿お祝い金の贈呈
- (7) 地方各旧友会に対する助成金の給付
- (8) その他必要と認めた事項

第4条(事務局)

本会の事務局は「三越日本橋本店」内に置く。事務局には事務局長と事務担当を置く。

第2章 会員

第5条(会員資格)

本会は三越伊勢丹 OB・OG 共済会の会員で、旧株式会社三越(以下「三越」という)に2011年(平成23年)3月末日以前に社員として入社し、三越又三越伊勢丹 HDS 及びその傘下の関連会社(以下「三越伊勢丹HDS等」という)に通算3年以上勤務し円満退社し、旧友会に入会申請を行い承認された者を会員とする。

但し、仙台三越、名古屋三越、高松三越、松山三越、広島三越においては三越伊勢丹OB・OG共済会の会員であり通算3年以上勤務し円満退社した者を会員とする。

その他、幹事会が認めた者。

入会初年度を除き、毎年4月1日付の会員名簿に登録されたものを会員とする。会員資格は当該年度の3月末日までとし、第8条に定める会員資格の喪失がない限り、自動更新されるものとする。

第6条(入会)

本会の入会は、第5条に定める資格を取得し、入会を希望した者とする。入会にあたっては、会費決済のためにグループエムアイカード会員になることを要す。

第7条(会員区分)

本会の会員区分は、OB・OG 共済会への加入状況により区分する。

入会条件 親睦組織	2021年3月31日時点でOB・OG共済会に加入し旧友会にも加入していた者	2021年4月1日以降にOB・OG共済会および旧友会に加入した者	2021年3月31日時点でOB・OG共済会に加入せず旧友会に加入していた者
旧友会	OB・OG共済会 (旧友会)会員①	OB・OG共済会 (旧友会)会員①	OB・OG共済会 (旧友会)会員②

〈了解事項〉

2021年(令和3年)4月1日から2022年(令和4年)3月31日までに、本会に入会し、共済会が加入を判断した者についてはOB・OG共済会(旧友会)会員②とする。

第8条(会員資格の喪失)

会員は次のいずれかに該当するとき会員資格を喪失する。

- (1)本人が死亡したとき
- (2)「三越旧友会」を退会したとき
- (3)OB・OG共済会を退会したとき
- (4)グループエムアイカードの会員資格を喪失したとき
- (5)年会費を3か月以上滞納したとき
- (6)会社や三越旧友会に著しい不利益、迷惑や損害を与えたとき
- (7)その他、前号に準ずる不都合な行動等により、幹事会において会員とするのに相当でないと認めるとき

尚、本会を退会したときには同時に三越伊勢丹グループOB・OG共済会の会員資格も喪失する。但し、2021年3月以前の三越伊勢丹グループOB・OG共済会会員、及び2021年4月以降の退職者は本会を退会しても三越伊勢丹グループOB・OG共済会の会員資格を有する。

第9条(会員の権利と義務)

会員は次の権利を有し、義務を負う。

- (1)第3条の事業に参加しその利益を受ける権利
- (2)会費納入の義務
- (3)規約遵守の義務

第10条(退会・資格喪失時の請求権)

会員は第8条に該当した場合、その該当発生時点で理由の如何に拘らず、本会に関する一切の権利を喪失するものとする。

第3章 役員等

第11条(役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 25名以内
- (5) 監査役 3名以内、なお監査役は他の役員を兼ねることはできない

第12条(選出)

名誉会長は三越伊勢丹を代表する役員またはその経験者、あるいは旧友会会長経験者の中で、幹事会より承認された者が之にあたる。

会長は旧友会会員の中で幹事会より選任された者が之にあたり、幹事及び監査役を会員の中より指名し、これを幹事会で協議選任する。

名誉会長を除く役員は総会において承認を得る。

会長は幹事を兼務しないものとする。

第13条(任期)

名誉会長を除く、本会役員の任期は2年とする。但し留任を妨げない。

役員に任期を全うできない事態が生じた場合、幹事会で協議の上、別の役員を選任することができる。選任された者の任期は前任者の残存期間とする。

(2) 名誉会長を除く、本会役員の就任年限は、会長・監査役は満80歳、その他の役員は満77歳を超えた者については、その任期満了をもって勇退するものとする。

但し、幹事会で協議の上、延長することができることとし、延長については1年ごとに協議する。

第14条(役員の任務)

役員の仕事は次の通りとする。

会長の仕事は次の通りとする。

- (1) 総会を招集する。
- (2) 会務を統括し、幹事会を主催する。
- (3) 予算案を作成し、決算を行う。
- (4) 年度計画を作成し、対外的に会を代表する。
- (5) 会長は必要に応じて幹事に会務を分掌させ、幹事の中から幹事長を選任する。

幹事長(幹事から選任されない場合には会長が兼務する)の仕事は次の通りとする。

- (1) 事務局業務を統括し、幹事会に事務局業務を報告する。
- (2) 会長を補佐し、会長の承認の範囲で会長の職務を代行することができる。
- (3) 会の会計を管理し、会の日常業務を決済する。営業情報発信を目的とした三越伊勢丹からの会員名簿の提供依頼を決裁する。

但し、当該決裁については次回の幹事会における承認を要す。

監査役の仕事は次の通りとする。

- (1) 本会の会計及び業務を監査する。
- (2) 監査役は幹事会に出席することができる。
- (3) 監査役は監査の総合結果を総会で会員に報告する。

第 15 条(事務局長)

事務局長の任務は次の担当業務を執行し幹事長を補佐する。

- (1) 会員の入会・退会の事務と会員名簿の管理
- (2) 会員死亡時の弔慰金・供花の手配
- (3) 会員の喜寿・米寿・白寿に対するお祝い金の手配
- (4) 会員への情報提供業務(営業情報、総会・懇親会の開催通知等)

本会の会議に出席し、必要に応じて担当事項の説明・答弁に当たる。但し、会議における議決権は有しない。

第 4 章 会議

第 16 条(総会)

総会の任務は次の通りとする。

- (1) 総会は毎年年度初めに会長が招集し、総会の議長は会長がこれにあたる。
- (2) 幹事会の決裁事項を報告する。但し、第 17 条幹事会の任務(1)については、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第 17 条(幹事会)

会長、幹事長及び幹事を以て幹事会を構成する。幹事会は会長もしくは幹事の 2 分の1以上の発議で開催される。

幹事会の議長は会長がこれにあたる。

議決には幹事会の 2 分の1以上の賛成を要する。但し、規約改正については幹事会の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

欠席する場合には委任状によって会長もしくは他の幹事に議決権を代理行使させることとする。

幹事会の任務は次の通りとする。

- (1) 役員を選任、承認及び解任する。
- (2) 決算、予算案、年度計画を審議・承認する。
- (3) 規約改正を審議し、決裁する。
- (4) 会員資格を審議し、決裁する。
- (5) 総会・懇親会を企画立案し、運営する。
- (6) その他、会の目的に沿った事業を計画立案し、運営する。

第 5 章 財政

第 18 条(収入)

本会の財政は次の通りとする。

年会費・懇親会費・寄付金・その他収入

第 19 条(会費)

会員の会費として年 3000 円を納める。

尚、入会初年度は入会月により月割りの金額を翌年度年会費納入時に加算して納める。

- (2) 会費の中から OB・OG 共済会共通経費として年 750 円を納める。

尚、入会初年度は入会月により月割りの金額を翌年度年会費納入時に加算して会費の中から納

める。

(3)退会に際して会費の払い戻しをしない。

第20条(会費の徴収方法)

年会費は年払いとし、毎月5月にグループエムアイカードの口座からの引落としとする。但し、手数料は会員負担とする。

第21条(事業・会計年度)

本会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日から3月末日までとする。

第6章 付則

第22条(効力)

本規約は1983年(昭和58年)7月24日より施行する。

2004年(平成16年)9月4日	一次改正
2004年(平成16年)11月9日	二次改正
2005年(平成17年)6月9日	三次改正
2006年(平成18年)6月8日	四次改正
2008年(平成20年)5月16日	五次改正
2010年(平成22年)4月1日	六次改正
2010年(平成22年)11月18日	七次改正
2011年(平成23年)4月1日	八次改正
2012年(平成24年)4月1日	九次改正
2012年(平成24年)11月20日	十次改正
2013年(平成25年)3月23日	十一次改正
2014年(平成26年)1月25日	十二次改正
2014年(平成26年)4月5日	十三次改正
2015年(平成27年)11月2日	十四次改正
2016年(平成28年)3月19日	十五次改正
2016年(平成28年)9月24日	十六次改正
2018年(平成30年)3月24日	十七次改正
2020年(令和2年)3月28日	十八次改正
2021年(令和3年)4月1日	十九次改正
2024年(令和6年)9月28日	二十次改正